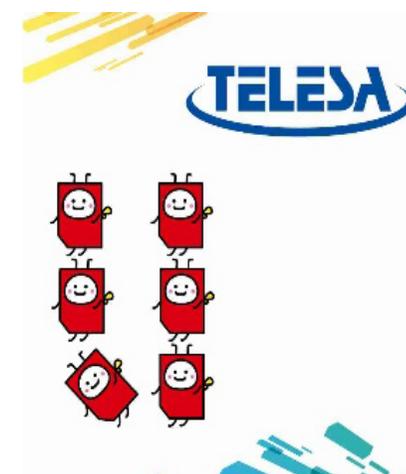


接続料の算定等に関する研究会(第72回) 事業者ヒアリング資料

2023年5月9日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



しむし

© 〇〇 MVNO委員会

MVNOへの情報開示について

- MVNO個社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できておりませんが、本研究会（第58回 2022年5月27日）でご説明差し上げた際と変わらず、一部のMVNOから、「総務省告示（平成28年第107号）に示されている具体的な算定方法（計算式等）が示されず、または示された場合であっても情報は不十分」、「現在の開示情報では、MVNO自らの努力でもって予測値の妥当性を検証するのは難しい」との声があり、その状況に目立った変化は見られないとの認識です。
- また、本研究会第6次報告書において「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」についての積極的な情報開示等が適当と示された一方で、現状においてもMNOによる情報開示は不十分と認識しており、予測算定時以降の状況変化が生じた場合の速やかな情報提供や、差異についての具体的な理由等の説明はなされておらず、MVNOで実績値の水準を予想することができないという状況に変わりはありませんので、MNOからMVNOに対する情報開示のさらなる充実が強く望まれます。

接続料の算定等に関する研究会 第6次報告書（抜粋）

MVNOへの情報開示：MVNOにおける予見可能性を高める観点から、**MNOは予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異についても、情報開示告示（平成28年総務省告示第107号）に記載の「予測に用いた算定方法（計算式等具体的な考え方を含む。）」に関する情報の一環として積極的に情報開示を行うことが適当。**また、MNOは社会的・経済的な影響の大きい不測の事態が起きた場合に限らず、**平時であっても予測算定時に比べて状況変化が生じた場合には、必要に応じてMVNOに対して速やかに情報提供することが望ましい。**

音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する考え方の変更について

- 接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦がなされないよう、適切かつ共通的な考え方を
用いることが、適正性の確保の観点から重要であると考えます。
- この点、現在では音声/データ伝送役務で共通の設備を用いることが少なくない状況であることを踏まえると、音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、
NGNと同様に固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共
通化に繋がることから望ましいと考えます。
- 一方、MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましいと考えます。
- また、先般MNO各社より検証結果が公表されたモバイルスタックテストについて、データ接続料相当額の算出には2022年度の予測接続料が用いられているところ、仮に2022年度の精算接続料の算出時に新たな算定方法が用いられる場合は、実質的に新たな算定方法で算出された接続料水準で市場競争が生じていることになるため、MNOとMVNO間のイコールフットイング確保というモバイルスタックテストの趣旨を鑑み、新たな算定方法で算出した接続料を用いた再検証の実施が望ましいと考えます。

設備の冗長構成及び需要の算定方法について

(1) 設備の冗長構成及び需要の算定方法

- 設備の余剰については、2013年の「モバイル接続料の算定に関する研究会」報告書でも示されたように、①ネットワークの統計多重効果やモビリティといった移動通信ネットワークの特性に起因したもの、②輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位に起因したもの、③将来の需要増に対応するための在庫、に分類可能であり、①、②についてはMVNOが負担する合理性が認められますが、③については、明らかに能率的でない設備投資などが含まれる可能性が考えられ、そういった設備に対してはMVNOが負担する合理的理由はありません。
- 前提として、MNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワークのデータ伝送容量（キャパシティ）が需要に対し過大なものとなっていないかという点が重要であり、先般の検証結果として「現時点では問題は存在しない」との評価がなされたものの、5G（SA）時代には通信の更なる大容量化・高速化により需要および設備容量も大幅に増加することが想定されます。この点、需要・設備容量の関係性については、今後も継続的に検証いただくことを要望いたします。

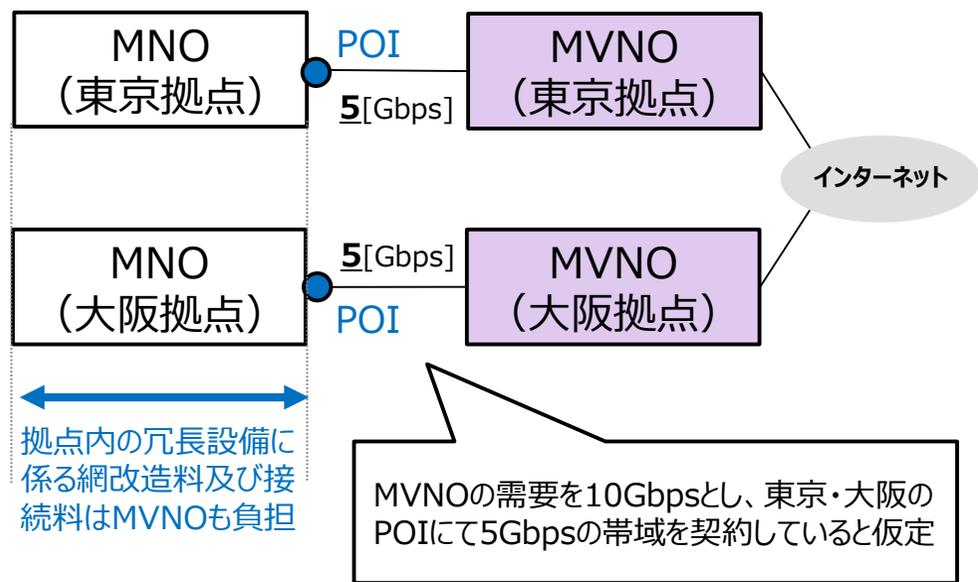
接続料の算定等に関する研究会 第6次報告書（抜粋）

設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、設備容量が明らかに過大となっていないかについて、総務省において確認することが適当である。この場合において、設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラフィック（1年のうち最もトラフィックが多い日の値）の比率を、複数年度（例えば3年度分）にわたって確認しながら、状況を注視することが適当である

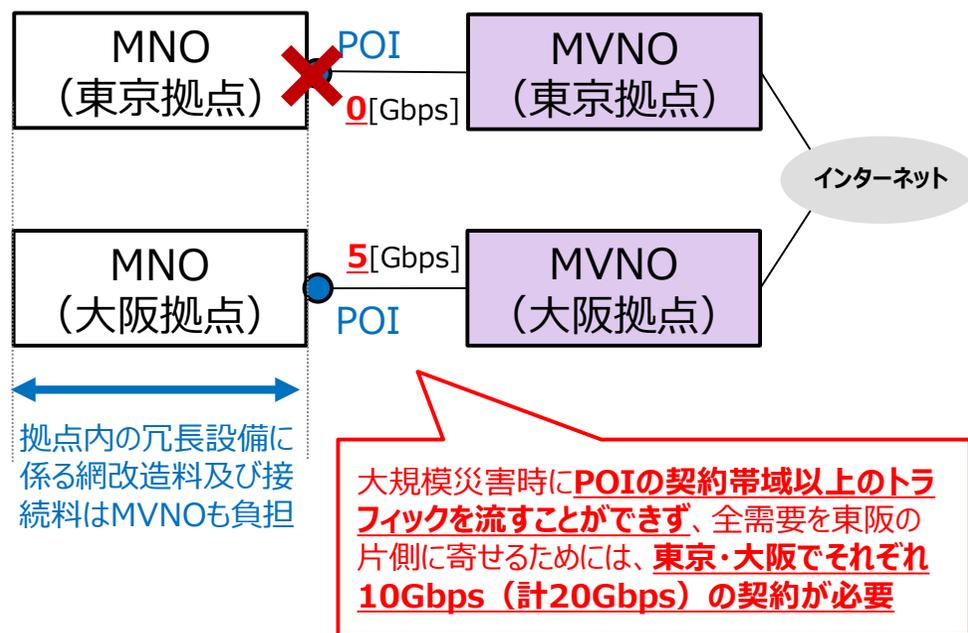
(2) MNOとMVNO間の冗長構成および費用負担の考え方

- 本研究会第6次報告書では、MNOの設備運用方針等により一定の冗長系の設備を需要から除いていることが明らかになった一方で、MVNOについてはPOIを冗長化する際に、冗長系に係る接続料の支払いが必要となることから、冗長構成について平仄を合わせた考え方を採用することが、イコールフットイングの確保には極めて重要であると考えます。
- この点、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、今後、特に重点的に検証いただくことを要望いたします。

通常時



大規模災害時



一般社団法人テレコムサービス協会



- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NECネットエスアイ (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- NTTレゾナント (株)
- (株) 愛媛CATV
- (株) ALL Rise Group
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジスタム
- GMOインターネットグループ (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- JCOM (株)
- (株) Jストリーム
- シネックスジャパン (株)
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- TIS (株)
- (株) ちゅピCOM
- DXHUB (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- (株) No.1パートナー
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグローブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅テレコム (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- ミーク (株)
- (株) メディエーター
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINE (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス
- Y.U-mobile (株)